

官報

号外
令和二年四月二十三日

○第二百一回 衆議院会議録 第二十号

令和二年四月二十三日(木曜日)

議事日程 第十三号

午後一時開議

第一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)

第二 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出)

第三 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第二 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出)

日程第三 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第二番、近畿選挙区選出議員、美延映夫君。
〔美延映夫君起立、拍手〕

日程第一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第二 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案、日程第二、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び同報告書
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 たいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、同システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、同システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設及び認定を受けた計画に対する支援措置等を講ずるものであります。

次に、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案は、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供者等の利益の保護が課題となつていく状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、同提供者による提供条件等の開示、及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価等の措置を講ずるものであります。

両案は、去る四月三日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日梶山経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十日に質疑に入り、十四日両案につきそれぞれ参考人から意見を聴取し、十七日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、まず、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案について討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案について、日本共産党から、特定デジタルプラットフォーム提供者の遵守事項の追加等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案について採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本案を委員長の報告のとおり可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案 議長報告

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田中良生君。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田中良生君登壇)

○田中良生君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域活性化や企業の競争力の強化等につながる成長資金の供給を引き続き促進するため、日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するものであります。

本案は、去る四月九日当委員会に付託され、十日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時九分散会

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
経済産業大臣 梶山 弘志君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
家畜改良増殖法の一部を改正する法律
家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

電波法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

防衛省設置法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部部長安倍晋三君から、次の報告書を受領した。

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更の報告

(議席変更)

一、去る十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

六、藤田 文武君
一、二、青山 雅幸君
一、五、高井 崇志君
一、七、串田 誠一君
一、八、浦野 靖人君
二、四、井上 英孝君
三、〇、足立 康史君
三、一、杉本 和巳君
三、八、馬場 伸幸君
八、四

(議席指定)

一、去る十六日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

財務金融委員

美延 映夫君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

高井 崇志君

辞任

高木 錬太郎君

法務委員

高井 崇志君

辞任

高木 錬太郎君

補欠

高井 崇志君

補欠

高井 崇志君

議院運営委員

辞任 補欠

武内 則男君

逢坂 誠二君

逢坂 誠二君

武内 則男君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

村井 英樹君

出畑 実君

出畑 実君

村井 英樹君

厚生労働委員

辞任 補欠

船橋 利実君

堀井 学君

堀井 学君

和田 義明君

経済産業委員

辞任 補欠

菅 直人君

菅 直人君

中谷 一馬君

菅 直人君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任 補欠

田野瀬 太道君

藤井比早之君

牧島かれん君

宮路 拓馬君

櫻井 周君

山本和嘉子君

藤井比早之君

田野瀬 太道君

宮路 拓馬君

牧島かれん君

宮路 拓馬君

櫻井 周君

山本和嘉子君

櫻井 周君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

高井 崇志君

補欠

本多 平直君

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号) 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案
電波法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
防衛省設置法の一部を改正する法律案

(予備的調査要請書受領)

一、去る二十一日、次の予備的調査要請書を受領した。

自衛隊員の再就職状況に関する予備的調査要請書(安住淳君外百二十六名提出、令和二年衆予調第二号)

(予備的調査要請書送付)

一、去る十六日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査要請書(川内博史君外百二十七名提出、令和二年衆予調第一号)

財務金融委員会 送付

一、昨二十二日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

自衛隊員の再就職状況に関する予備的調査要請書(安住淳君外百二十六名提出、令和二年衆予調第二号) 安全保障委員会 送付

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

カジノを含む観光政策の見直しに関する質問主意書(阿部知子君提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う、海外への資金拠出に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄科学技術大学院大学(OIST)の沖縄振興に関する第三回質問主意書(下地幹郎君提出)

テレワークの在り方に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出世界遺産に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出新型コロナウイルス対策を最優先し、IRカジノの推進を一度踏みとどまるべきことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出成田国際空港の新型コロナウイルス水際対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る分離課税に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員下地幹郎君提出在沖米海兵隊のグアム移転が沖縄の負担軽減に与える効果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員下地幹郎君提出普天間飛行場の危険な現状という政府発言の根拠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員後藤祐一君提出四月七日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルス感染症に関連する政府や地方自治体の記者会見のテレビ放映に手話通訳を付けることに関する質問に対する答弁書

令和二年四月六日提出
質問第一六一号

世界遺産に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

世界遺産に関する質問主意書

世界遺産は、千九百七十二年の第十七回国際連合教育科学文化機関(UNESCO)総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の中で定義されており、現在世界全体で千二百一十一件が登録されている。日本国内においては二十三件の登録があり、政府は遺産の保護・保全のために様々な取組を行っている。関連して、以下質問する。

一 世界遺産の登録後には観光客増加等、経済効果が発生する事例も多く、地域振興の期待も大きかったが、新型コロナウイルスによる影響が世界遺産観光についても懸念されている。

世界遺産観光に対する新型コロナウイルス対策について、政府は何らかの検討を行っているか。検討している場合、具体的内容を回答されたい。

二 世界遺産の登録には、文化遺産に関しては国際記念物遺跡会議(ICOMOS)、自然遺産に関しては国際自然保護連合(IUCN)というUNESCOの諮問機関による評価が世界遺産委員会の場でも尊重され、登録の可否に大きく影響を与えている。このうち、ICOMOSによる調査については、調査に当たる専門家の出身国等背景となる文化の違いなどから、推薦国の意向する遺産の価値や精神性の十分な理解に至らず、登録の可否に影響を与えていると言われ

ており、近年、評価を出す前の年から推薦国と対話し、改善点などを事前に伝えるよう手続の見直しが行われている。

このような状況を踏まえ、政府は世界遺産登録を目指し暫定リストに記載している物件の積極的な説明を、ICOMOSやIUCNに対して行うべきと考え、政府が我が国の物件の登録に当たって行っている取組状況について具体的に回答された。

三 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産のうち、端島炭坑(軍艦島)について、二十五年の世界文化遺産への登録の際、韓国は第二次世界大戦中の徴用工と結び付けた登録反対運動を行ったものと承知している。韓国の行動は、我が国の重工業分野の近代化を約五十年という短期間で達成し、現在の国家の土台を構築したことの証明という本遺産群の持つ本質的価値とは関係のない徴用工を登録反対の理由としたものであり、世界遺産制度の政治利用であると考えるが、本件に関する一連の経緯及び政府の立場について具体的に説明されたい。

四 条約に基づく世界遺産事業等のほか、UNESCOは条約に基づかない「世界の記憶」事業も行っている。「世界の記憶」においては、二十五年に中国が登録申請した「南京事件」に関する文書が登録されているが、申請した資料には事実と異なるものや不適切なものが含まれており、当時政府はUNESCO関係者に慎重な審査を求めていたものと承知している。

このように、政治利用になりかねない案件を世界的に重要な記録物として登録することに

いて、日本政府としてUNESCOに対し、中立的な組織運営を行うよう働きかけを普段より行うべきと考えるが、政府はどのように考えるか。また、具体的な行動を起こしている場合、その内容はどのようなものか。回答されたい。

五 世界遺産に関する教育として、例えば小学校学習指導要領の社会(第六学年)では、世界遺産を取り上げることにより、我が国の歴史上の主な事象についての知識・技能を身に付けることとされている。

我が国の歴史や文化への理解を深めるとともに、国際社会や自然環境について学ぶ機会として、世界遺産に関する学習をより促進する必要があると考えるが、政府の見解を回答されたい。

右質問する。
内閣衆質二〇一第一六一号
令和二年四月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出世界遺産に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「世界遺産観光に対する新型コロナウイルス対策」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国に存在する世界文化遺産を含む文化施設の管理等に際しては、文

化庁において「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(依頼)」(令和二年二月三日付け文化庁政策課長事務連絡)等を発出し、地方公共団体や文化関係団体の長等に対し、文化施設の管理等に際しては、内閣官房のホームページ等から最新の情報を確認した上で、安全確保に細心の注意を払うよう依頼しているところである。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大等に起因した観光客の減少等の影響を踏まえ、観光関連事業者の事業継続のための様々な支援を行っているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和二年四月七日閣議決定)において、文化芸術・スポーツ施設における感染症防止策の実施への支援等を行うこととしたところである。

二 について
政府としては、我が国に存在する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件の世界遺産一覧表への記載の推薦に当たり、国際連合教育科学文化機関(以下「UNESCO」という。)への推薦書提出後、UNESCOの顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会(以下「世界遺産委員会」という。)の諮問機関である記念物及び遺跡に関する国際会議(以下「ICOMOS」という。)等が派遣する専門家による現地調査での説明の機会や審査の過程における追加情報の提出等の機会を活用し、これらの物件の価値等について諮問機関の理解が得られるよう説明に努めている。

三 について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、ICOMOSが、平成二十七年五月にこれを世界遺産一覧表に記載することが適当であると勧告したことを受け、同年七月に開催された第三十九回世界遺産委員会においてその世界遺産一覧表への記載が決定されたところである。

我が国としては、世界遺産一覧表への記載については、ICOMOSの勧告が尊重され、専門的見地から審議が行われるべきとの立場に基づいて、世界遺産委員会の構成国に対して十分説明を行い、その立場について理解が得られたものと認識している。

四 について
御指摘の「世界の記憶」事業については、現在、UNESCOにおいて同事業の非政治化に向けた制度改善のための議論が行われているところ、政府としては、これまでもUNESCOにおいて同事業の非政治化の重要性について主張してきたところであり、引き続き同事業の制度改善に向けた取組に積極的に参画し、貢献していく考えである。

五 について
小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号)では、第六学年の社会において我が国の歴史上の主な事象について指導する際、「世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること」とともに、文化庁の地域文化財総合活用推進事業において、我が国に所在する世界文化遺産についての普及啓発及びその価値や魅力の発信等を

担う人材の育成等の事業を支援しているところである。政府としては、文部科学省において、これらの取組を通じて、世界遺産に関する学習が推進されるよう引き続き努めていく考えである。

令和二年四月七日提出
質問第一六二号

新型コロナウイルス対策を最優先し、I R カジノの推進を一度踏みとどまるべきことに関する質問主意書

提出者 早稲田夕季
新型コロナウイルス対策を最優先し、I R カジノの推進を一度踏みとどまるべきことに関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、横浜市は三月三日より、全ての小・中・高校等を臨時休校する緊急措置を取り、I R(統合型リゾート)市民説明会についても、市内六区での説明会を延期する一方で、三月四日に「横浜I R(統合型リゾート)の方向性(素案)」を発表し、六日から一か月のパブリックコメントを開始した。

そこで三月十二日に「つづきからはじめるカジノのない未来ネットワーク」が市長に対して、「新型コロナウイルスの感染が一定の終息を得るまで、I R カジノ誘致に関する業務の進行を一時停止し、新型コロナウイルス対策に全力を注ぐべきこと」の意見を提出したところ、三月二十六日に、「国のスケジュール等を考慮すると、六月に実施方針や募集要項を公表する必要がある」という回答が書面であった。

他方、大阪府は三月二十七日、I R の誘致について、日米間の渡航制限などによって応札事業者側のコミュニケーションが困難になったとして、誘致プロセスを延期することを発表した。

そして国土交通大臣が定めることとされるカジノを含むI R 整備の基本方針は、I R 担当の元副大臣が収賄の罪で逮捕・起訴されたことを受けて、内容の全面見直しに時間がかかっており、いまだに策定されていない。

そこで以下、質問する。

一 横浜市は、市内六つの区において、I R(統合型リゾート)市民説明会を開催しないまま、「横浜I R(統合型リゾート)の方向性(素案)」のパブリックコメントを四月六日に締め切った。

このことは、参議院における特定複合観光施設区域整備法案に対する附帯決議の五の前段「区域整備計画を申請する都道府県等は、同計画の作成等において、公聴会等の開催や情報開示を通じ、住民の合意形成に努めること。」に明らかに反しており、同五の後段「また、政府は、同計画の審査の際、特定複合観光施設区域の整備に対し、同計画を申請する都道府県等及び立地市町村等における住民の意見を反映させるために必要な措置が講じられていることを確認すること。」を踏まえ、政府として横浜市に対して厳しく技術的助言をすべきではないか。

二 新型コロナウイルス対策に全力を傾けている政府としては、基本方針の策定がずれ込んでいること、また大阪府が誘致プロセスを延期したことなども踏まえ、二〇二一年一月四日から七月三十日としている都道府県、政令市及び事業

者による国へのI R 区域整備計画の申請期間を延期する考えはないのか。三月十日に参議院の内閣委員会において、赤羽担当大臣は「I R のプロセス自体については現時点では今のところ影響なく進めている」と答弁しているが、事ここにと及んでも、「I R のプロセス自体」を変更しないのか。また「しかし、状況の変更であったらまた検討しなければいけない」とも答弁しているが、現下の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえると、「状況の変更」はあったのではないか。

(別紙)

衆議院議員早稲田夕季提出新型コロナウイルス対策を最優先し、I R カジノの推進を一度踏みとどまるべきことに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「技術的助言」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第九条第一項に規定する区域整備計画の認定の申請(以下「認定の申請」という。)をしようとする都道府県等(法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。)は、法に基づいて認定の申請に向けた準備作業を進めているものと承知しており、政府としては、認定の申請を受けた段階で、当該都道府県等において、法第九条第五項から第九項までの規定に基づき、協議会における協議又は立地市町村等及び公安委員会との協議、これらの者の同意の取付け、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置の実施、議会の議決等の手続を適切に行っているかを確認することとしている。

二について

御指摘のように令和三年一月四日から同年七月三十日までとしている法第九条第十項の政令で定める期間の案については、観光庁が令和元年九月に実施した「区域整備計画の認定申請に係る意向調査」において「区域整備計画の認定申請を行うことを予定し、又は検討している。」と回答した都道府県等からヒアリングを行った上

で作成したものであり、現時点においては、これらの都道府県等から当該期間の案を変更して欲しい旨の要望は受けていない。

三について

御指摘の「いわゆるIR整備に関連する諸法令をゼロから見直す」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「防疫体制の観点」に関しては、法第五条第一項に規定する基本方針の案についてカジノ管理委員会から法第二条第一項に規定する特定複合観光施設区域における安全の確保についての意見が出されていることを踏まえ、当該基本方針に感染症対策を含めた安全の確保についての事項を盛り込むことを検討しているところである。

令和二年四月七日提出
質問第一六三号

成田国際空港の新型コロナウイルス水際対策に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

成田国際空港の新型コロナウイルス水際対策に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の患者数が増加の一途をたどっており、未だ終息の目途が立っていない。学校休校も五月まで延長するところが多数出てきており、緊急事態宣言が出される可能性が高まっている。その様な中で、成田国際空港の水際対策に懸念を示す報道がいくつか発表されている。

ある報道によると、検疫官は「対象国の人はいませんか」と声をかけているだけで、バスボートの確認はなく、どこから来たかも聞かれず、自己申告だけだったとのことである。非常に緩い感じで、不安を感じたとの声がある。また、三月十七日には米国シカゴからの帰国者九十二人に対して、自宅などでの待機の要請をせず検疫を通過させたとの報道があった。

この様な報道により周辺住民を中心に、成田国際空港の水際対策がきちんとできているのか、不安の声が上がっている。その不安を払拭するために、以下の通り質問する。

一 成田国際空港で、三月二十八日から四月六日までの間に帰国し、いわゆる入管法に基づく入国制限対象地域に過去十四日以内に滞在歴があるとして、PCR検査が実施されるべき人の数。

二 成田国際空港で、三月二十八日から四月六日までの間に、PCR検査を受けた人の数。

三 もし一と二の人数が大きく違う場合、その原因及び対策について政府はどのように考えているか。

右質問する。

内閣衆質二〇一第一六三号

令和二年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮川伸君提出成田国際空港の新型コロナウイルス水際対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮川伸君提出成田国際空港の新型コロナウイルス水際対策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策を着実に実施するために、令和二年二月四日から、「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」(令和二年一月三十一日閣議了解)以降の累次の閣議了解等において本邦への上陸の申請日前十四日以内にその地域に滞在歴がある外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五条第一項第十四号に掲げる上陸拒否事由に該当する外国人(以下「上陸拒否対象者」という。)であると解するものとされる地域(以下「入国拒否対象地域」という。)が存在する国又は地域から本邦へ向かう直行便で入国しようとする全ての者に対し、検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)第十二条の規定に基づき質問票を配布して、過去十四日以内における入国拒否対象地域の滞在歴等(以下「滞在歴等」という。)の有無を確認し、滞在歴等が確認された者のうち上陸拒否対象者以外の者について、同法第十三条の規定に基づき御指摘の「PCR検査」を実施してきており、また、入国拒否対象地域が存在する国又は地域から本邦へ向かう直行便以外の航空便で入国しようとする者に対しても、ポスターやアナウンスにより滞在歴等の有無を確認し、同様の措置を講じてきているところである。

さらに、同年四月三日からは、全ての国又は

地域から本邦に到着する航空便で入国しようとする全ての者に対し、同法第十二条の規定に基づき質問票を配布して、同様の措置を講じているところである。

これらの措置により現時点において把握している範囲では、お尋ねの「成田国際空港で、三月二十八日から四月六日までの間に帰国し、いわゆる入管法に基づく入国制限対象地域に過去十四日以内に滞在歴があるとして、PCR検査が実施されるべき人の数」及び「成田国際空港で、三月二十八日から四月六日までの間に、PCR検査を受けた人の数」については、いずれも、合計三千六百六十六人である。

令和二年四月七日提出
質問第一六四号

株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る分離課税に関する再質問主意書

提出者 江田 憲司

株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る分離課税に関する再質問主意書

株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る分離課税の税率は、現在、国税、地方税合わせて二十％であるが、これと比較すべきG20各国のうち、現に政府が把握している国について税率を問う。分離課税ではなく総合課税としている国の場合は、その税率を問う。

二 平成二十八年三月二十三日の参議院財政金融委員会における小池晃議員の質問に対し、財務省主税局長が二億円以上の株式譲渡益に対して課税されます個人所得課税の限界税率という

ことでございます。日本は二〇％でございます。アメリカは、ニューヨーク市の場合は三〇・七二六％、イギリスが二八％、ドイツが二六・三七五％、フランスが六〇・五％というところでございます」と答弁し、それに対する小池見議員の「日本がやっぱり株式譲渡益課税の税率は最も低くなっているわけですね」との発言に対して反論しなかったが、政府は日本の株式譲渡益課税の税率が世界で最も低いということを確認していると理解してよいか。そうでない場合にはその理由を明らかにされたい。

三 二〇一四年から、この税率が十％から二十％に引き上げられたことが、「株式取引等」にどのような影響を及ぼしたかについてお答えすることは困難である」との前回答弁であったが、そうであるならば分離課税の引き上げは、株式取引に悪影響があるか否かはわからないというのが政府の見解と理解してよいか。

四 直近五年間の、株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る税収はいくらか。また、十％時(二〇一三年)と二十％時(二〇一四年)の税収はそれぞれいくらか。この税率変更前後の税収の変動の要因をどう分析しているか。右質問する。

内閣衆質二〇一第一六四号

令和二年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員江田憲司君提出株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る分離課税に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

議長報告

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る分離課税に関する再質問に対する答弁書

一 について

株式の配当や譲渡益に係る個人所得課税について、例えば、米国においては、連邦税では、原則として、給与所得等の他の所得の水準に及び、総合課税の税率とは異なる累進税率が課され、税率は〇パーセント、十五パーセント、二十パーセントであり、州・地方政府税では、税率等は州政府等により異なるものと承知している。英国においては、給与所得等の他の所得の水準に及び、総合課税の税率とは異なる累進税率が課され、税率は、配当に対しては七・五パーセント、三十二・五パーセント、三十八・一パーセント、株式譲渡益に対しては十パーセント、二十パーセントであると承知している。ドイツにおいては、原則として、分離課税の下で申告不要としており、税率は二十六・三七五パーセントであると承知している。フランスにおいては、分離課税と総合課税の選択制であり、分離課税の税率は三十パーセントであると承知している。なお、英国及びフランスにおいては、株式の配当や譲渡益に係る地方税は存在せず、ドイツにおいては、株式の配当や譲渡益に対して所得税及び連帯付加税が課されるが、所得税は、連邦の委託を受け州が徴収し、税収は連邦・州・市町村に一定の割合で配分される仕組みであり、連帯付加税は連邦税であると承知している。

二 について

株式譲渡益に係る個人所得課税の仕組みは国

によって様々であり、「日本の株式譲渡益課税の税率が世界で最も低い」かについてお答えすることは困難である。

三 について

御指摘の「悪影響」の具体的に意味するところが明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

四 について

御指摘の「株式の配当や譲渡益等の金融所得」の範囲が明らかでなく、お尋ねの「株式の配当や譲渡益等の金融所得に係る税収」、「十％時(二〇一三年)と二十％時(二〇一四年)の税収」及び「税率変更前後の税収の変動の要因」についてお答えすることは困難である。

令和二年四月八日提出

質問第一六五号

在沖米海兵隊のグアム移転が沖縄の負担軽減に与える効果に関する質問主意書

提出者 下地 幹郎

在沖米海兵隊のグアム移転が沖縄の負担軽減に与える効果に関する質問主意書

本年二月二十六日及び三月十八日に私が提出した質問主意書において、在沖米海兵隊のグアム移転が普天間飛行場の離着陸等の回数に与える影響について尋ねた。しかし、いずれも「現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい」との答弁であった。また、三月十八日の質問主意書では、普天間飛行場の離着陸等回数以外にも、沖縄の負担軽減につながる影響として想定できるものがあるか尋ねたが、これについても何ら具体的な答弁は得られなかった。政府は、在沖米海兵隊の

グアムへの移転により沖縄の基地負担を軽減することができると言いながら、何ら具体的な負担軽減の根拠となる数値等が示せないのはおかしいのではないかと。そこで以下について質問する。

一 我が国が負担する二十八億ドルを上限とする巨額のグアム移転経費のうち、すでに約二千二百九十八億円が米側に資金提供され、令和二年度予算にも約四百四億円が計上されている。政府はこれまでに資金提供したグアム移転事業の費用対効果を分析したことはあるのか。あるのであれば、その分析結果をお示しいただきたい。

二 在沖米海兵隊のグアム移転が沖縄の負担軽減に与える効果として、普天間飛行場の離着陸等の回数を含む具体的な数値等をお示しいただきたい。右質問する。

内閣衆質二〇一第一六五号

令和二年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員下地幹郎君提出在沖米海兵隊のグアム移転が沖縄の負担軽減に与える効果に関する質問主意書

〔別紙〕

衆議院議員下地幹郎君提出在沖米海兵隊のグアム移転が沖縄の負担軽減に与える効果に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「費用対効果」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、第三海兵機

動展開部隊の要員等のグアムへの移転が実現した場合は沖縄への影響については、先の答弁書(令和二年三月三十一日内閣衆質二〇一第一二五号)一について述べたとおりであり、当該移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の一部についての我が国の負担は、嘉手納飛行場以南の米軍の施設及び区域の統合並びに土地の返還の実現、ひいては米軍の施設及び区域が集中する沖縄の負担軽減につながる重要なものであると認識しているところである。

令和二年四月八日提出
質問第一六六号

普天間飛行場の危険な現状という政府発言の根拠に関する質問主意書

提出者 下地 幹郎

普天間飛行場の危険な現状という政府発言の根拠に関する質問主意書

令和二年二月二十一日に受領した「衆議院議員下地幹郎君提出普天間飛行場の早期移設に関する質問に対する答弁書(内閣衆質二〇一第一五号)」で明らかにされた普天間飛行場の離着陸等回数

は、
平成二十九年 度 一万三千五百八十一回、平成三十年 度 一万六千三百三十二回
であった。他方、他の空港の離着陸等回数(国土交通省ホームページ「空港管理状況調査」の「着陸回数」を二倍したもの)を見ると、例えば、
福岡空港
平成二十九年 度 十七万八千五百二十二回、平成三十年 度 十八万四千四百四十六回

伊丹空港(大阪国際空港。以下、単に「伊丹空港」と言う。)

平成二十九年 度 十三万八千三百六十回、平成三十年 度 十三万八千四百八十八回
那覇空港
平成二十九年 度 十六万六千四百二十八回、平成三十年 度 十六万三千九百二十六回

と、いずれも普天間飛行場の離着陸等回数を大幅に上回っている。
また、半径三キロメートル以内の学校(小・中・高)の数(地図情報を基に手元で集計)は、

伊丹空港 三十六校程度、福岡空港 二十九校程度、普天間飛行場 十八校程度
であり、半径三キロメートル以内の住宅戸数(世帯数)(地図情報を基に手元で集計)は、

伊丹空港 約九万六千戸、福岡空港 約八万三千戸、普天間飛行場 約四万二千戸
である。

安倍総理は、国会答弁でも繰り返し、「住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場が固定化され、危険なまま置き去りにされることは絶対に避けなければなりません」と述べている。

一 ここで挙げた各空港の離着陸等回数や周辺環境に即して見たときに、普天間飛行場の現状は「世界で最も危険」な空港に当たるとの。政府が普天間飛行場を「世界で最も危険」とする根拠をお示しいただきたい。

二 政府の発言又は文書の中で、「普天間飛行場は世界で最も危険」という認識を一番最初に明らかにしたのは、いつ、誰によって、どのような場においてであったか。そしてその時は、ど

のような根拠で「世界で最も危険」と認識するようになったのか。説明されたい。

三 一番最初に明らかにしたときから現在に至るまでの間に、「世界で最も危険」という認識の根拠について変遷があるならば、その変遷の経過について、それがいつ、誰によって、どのような場において明らかにされたもので、どのような背景があったのかを含めて、説明されたい。右質問する。

内閣衆質二〇一第一六六号

令和二年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員下地幹郎君提出普天間飛行場の危険な現状という政府発言の根拠に関する質問に対する、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員下地幹郎君提出普天間飛行場の危険な現状という政府発言の根拠に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場は、人口約十万人の沖縄県宜野湾市に所在し、同市の面積の約二十四パーセントを占めるとともに、同市の中央部で住宅や学校等に密接して位置しており、その危険性を一刻も早く除去することが必要であると考えている。

政府としては、こうした同飛行場の危険性に係る認識を前提として、御指摘のように、国会答弁等において、「住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場が固定化さ

れ、危険なまま置き去りにされることは絶対に避けなければなりません」等と述べてきているところである。

二及び三について

普天間飛行場の危険性に係る政府の認識については、一について述べたとおりである。

令和二年四月八日提出
質問第一六七号

四月七日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する質問主意書

提出者 後藤 祐一

四月七日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する質問主意書

四月七日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関して、以下質問する。

質問中のページ番号は、改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針のページ番号である。

一 大規模なまん延

一頁において、三月二十八日の基本的対処方針からの変更箇所として、「引き続き、持ちこたえているもの」との記述が削除されたが、「持ちこたえている」状態ではなくなったのか。同じく、「未だ大規模なまん延が認められる地域があるわけではない」との記述が削除されたが、「大規模なまん延が認められる地域」があるのか。

二 ロックダウンについて

三頁において、「政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は実施しない」とあるが、五月七日以降も含め、今後「諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は実施することはないと考えてよいか。

三 「三つの密」

1 五頁において、「密閉空間、密集場所、密接場面という三つの条件(以下「三つの密」という)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる」とあるが、これは、三条件全てを満たす場合にのみ感染を拡大させるリスクが高いということか。飛沫感染は密接場面であればそれだけで感染のリスクは高く、エアロゾル感染は密閉空間で密集場所であれば、距離的にそれほど密接していなくても感染のリスクは高いと考えられるがどうか。もし、三条件全てを満たさなくても感染を拡大させるリスクが高いのであれば、国民への周知方法を変更すべきではないか。

2 八頁において、「室内で「三つの密」を避ける」、「飲食店等においても「三つの密」のある場面は避ける」、「十二頁において、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す」、十三頁において、「事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする」及び「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける」、十五頁において、「職場内においても「三つの密」を避ける」等、多くの箇所「三つの密」についての記述がある

が、それぞれ、三条件全てを満たすことを避けるという意味か。もし、全ての条件ではないという意味だとすれば、「三つの密」についての広報を、「か」ではなく「または」であると定義を改める必要があるのではないか。

四 新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条による発動が遅れた場合の責任

十頁において、「まずは法第四十五条第一項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第二十四条第九項に基づく施設の使用制限の要請を行い、特定都道府県による法第四十五条第二項から第四項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする」とあるが、これらのいわゆる特措法に基づく都道府県知事の権限を行使するにあたり、効果を見極める間に感染が拡大した場合の責任は、都道府県知事ではなく国にあると考えてよいか。

五 緊急事態宣言前後の自粛要請の法的位置づけ 十一頁の③において、「第一段階として法第二十四条第九項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第二段階として法第四十五条第二項に基づく要請を行う」とある。本部が設置された三月二十六日以降、緊急事態宣言がなされる以前に、都道府県知事による外出自粛要請や営業自粛要請が特措法第二十四条第九項に基づいてなされたことはあるか。あるとすれば、

第一段階においては緊急事態宣言の前後で何ら法的根拠は変わっていないと考えてよいか。

六 「必要な職場」、休業要請、出勤停止要請 1 十二頁の⑨において、「外出の自粛の対象とならない外出の具体例」として、「必要な職場への出勤」が例示されているが、「必要な職場」とはいかなる事業者の職場か。十三頁の⑩「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として別添に示されている事業者の職場か。「必要な職場」であつて、別添に示されている事業者以外の事業者の職場とは何か。別添と同様な形で具体的に示された。

2 十三頁の⑩において、「繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す」とあるが、これは事業者に対する休業要請ないし従業員等の出勤停止要請なのか、あるいは店を訪れる客に対する外出自粛要請なのか。また、ここに言う「接客」とは具体的に何か。客の注文をとる、飲食物を客のいる場所まで持ってくる行為、会計を行う行為、店主等が客と会話する行為などだけでも「接客」に該当し「強く外出を自粛する」対象となりうるのか。

3 十三頁の⑩において、「繁華街の接客を伴う飲食店等」に対する「強く外出を自粛するよう促す」とは、いかなる法的根拠に基づき行うのか。特措法第二十四条第九項に基づく「必要な協力の要請」として行うのか。

4 十三頁の⑩において、「繁華街の接客を伴う飲食店等」以外についても、「必要な職場」でない職場の事業者に対し、休業要請ないし

従業員等の出勤停止要請をすることは特措法上可能か。特措法第二十四条第九項に基づく「必要な協力の要請」として行うことが可能か。「政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者」に対する特措法第四十五条第二項に基づく要請として、休業要請ないし従業員等の出勤停止要請をすることは可能か。

七 感染症法第三十三条

二十二頁において、「政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする」とあるが、新型コロナウイルス感染症に關しては、五月七日以降も含め、いわゆる感染症法第三十三条に基づく対応を行うことは一切ないと考えてよいか。

内閣衆質二〇一第一六七号
令和二年四月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員後藤祐一君提出四月七日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員後藤祐一君提出四月七日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する質問に対する答弁書
一について
新型コロナウイルス感染症に係る状況については、令和二年四月七日に公示され、同月十六

日に変更された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」において、「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態」としてあり、また、現時点においては、御指摘の「大規模なまん延が認められる地域」はないと認識している。

二について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和二年四月十六日変更。以下「基本的対処方針」という。)において、「政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は実施しない」としているところである。

三について

政府としては、基本的対処方針において、「集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に・・・三つの密・・・のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる」としているところ、これは、密閉空間、密集場所及び密接場面という三つの条件がそれぞれ感染のリスクの高い状態であることを前提としている。その上で、基本的対処方針においては、「まず、三つの密を避けることをより一層推進すること等について、「感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要」であり、また、「必要に応じ、外出自粛の

要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制すること」が重要であるとしている。

引き続き「三つの密」を避けることを含めた新型コロナウイルス感染症対策について正確な情報提供や呼び掛けを行ってまいりたい。

四について

お尋ねの「感染が拡大した場合」の趣旨が必ずしも明らかでないが、基本的対処方針は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たって準拠となる統一的指針を示すものであり、政府としては、地方公共団体等と緊密に連携しながら、感染拡大予防に向けて対処しているところである。

五について

御指摘の「都道府県知事による外出自粛要請や営業自粛要請が特措法第二十四条第九項に基づいてなされたこと」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、法第二十四条第九項において、都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができるとされている。

六の1について

御指摘の「必要な職場への出勤」であるかどうかは、個別具体的な状況に即して判断するものと考えている。

六の2について

前段のお尋ねについては、御指摘の「店を訪

れる客に対する外出自粛要請」である。また、後段のお尋ねについては、基本的対処方針において、「接待を伴う飲食店等」は、「三つの密」のある場として例示したものである。

六の3について

お尋ねについては、法第二十四条第九項又は第四十五条第一項の規定に基づき、法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事(以下単に「特定都道府県知事」という。)の判断により行われる外出自粛の要請である。

六の4について

お尋ねの「繁華街の接客を伴う飲食店等」以外についても、「必要な職場」でない職場の事業者の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、特定都道府県知事においては、法第四十五条第二項の規定に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)第十一条第一項各号に掲げる施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他同令第十二条各号に掲げる措置を講ずるよう要請することができる」とされている。

七について

お尋ねについて、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えます。

令和二年四月八日提出
質問第一六八号

新型コロナウイルス感染症に関連する政府や地方自治体の記者会見のテレビ放映に手話通訳を付けることに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

新型コロナウイルス感染症に関連する政府や地方自治体の記者会見のテレビ放映に手話通訳を付けることに関する質問主意書

昨七日、新型コロナウイルス感染症の蔓延により緊急事態宣言が出されましたが、この間、政府や地方自治体から毎日のように感染状況や様々な対策についての情報が更新され、政府関係者や地方自治体の首長による記者会見の様子が頻りに報じられています。

このような情報は全ての国民に届かなければならないものでありますが、残念なことに記者会見を報じるテレビ放送やインターネット中継に手話通訳や字幕が無いために聴覚に障がいがある方々がタイムリーに情報を取得することが困難になっています。

障害者差別を禁じる法律の成立等を経て、政府や地方自治体の首長の記者会見の場において手話通訳を付けることが進んで来てはおります。しかし、記者会見の場で手話通訳を行っていても、テレビ放送やインターネット中継に映っていないければ画面の先にいる聴覚障がい者は見ることが出来ません。これではいわゆる障害者差別解消法第五条などに規定されている合理的配慮が行われていないことにはなりません。

聴覚障がい者を含めて全ての国民が正確かつタイムリーに新型コロナウイルス感染症に関する情報取得ができるようテレビ放送及びインターネット中継における手話通訳の提供を義務化すべきだと考え、以下質問します。

一 新型コロナウイルス感染症に関連する記者会見を始め、政府や地方自治体が行う全ての記者会見について、手話通訳及び字幕が必要だと考えますが政府の所見を伺います。

二 一の記者会見を報じるテレビ放送やインターネット中継については、手話通訳及び字幕を付けるよう事業者に義務付ける法整備が必要だと考えますが政府の所見を伺います。

三 新型コロナウイルス感染症に関する記者会見については緊急性を要することから、義務付けを待つまでもなく、直ちに実施しなければなりません。事業者の取組を促すためにも直ちに手話通訳者の配置や字幕を作成する費用を助成する仕組みを作るべきだと考えますが政府の所見を伺います。

右質問する。

内閣衆質二〇一第一六八号
令和二年四月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルス感染症に関連する政府や地方自治体の記者会見のテレビ放映に手話通訳を付けることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルス感染症に関連する政府や地方自治体の記者会見のテレビ放映に手話通訳を付けることに関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二十二條第二項において「国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されていること、「障害者基本計画(第四次)」(平成三十年三月三十日閣議決定)において「各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用・・・に努めるなど、多様な障害者の特性に応じた配慮を行う」とされていること等を踏まえ、御指摘の「手話通訳及び字幕を含め、各府省及び地方公共団体において必要な配慮がなされる必要がある」と考えている。

二 について
テレビ放送については、字幕放送に関し、放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第四條第二項において「放送事業者は、・・・音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることが出来る放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない」と規定されているところであり、また、同項等を踏まえ、総務省において平成三十年二月七日に「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、字幕放送や手話

放送の普及に関する目標を定めて放送事業者の取組を促しているところである。

御指摘の「インターネット中継については、これに係る「事業者」の意味するところが明らかではないため、この点に関するお尋ねにお答えすることは困難である。

三 について
御指摘の「義務付けを待つまでもなく、直ちに実施」及び「事業者の取組を促す」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一についてでお答えしたとおり、障害者基本法第二十二條第二項において国及び地方公共団体において必要な施策を講ずるものと規定されているところであり、これを踏まえ、政府としては、例えば、厚生労働省において、厚生労働大臣記者会見について、その概要を速やかに同省のホームページに掲載するとともに、その映像に字幕を付した動画をインターネットを通じて公開するなど、必要な配慮を行っている。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員初鹿明博君提出留置施設、刑事施設、入国者収容施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出国立ハンセン病資料館の嘱託職員雇止めに関する質問に対する答弁書
衆議院議員青山大人君提出自衛隊中東派遣につき新型コロナウイルス感染症影響下の早期撤収可能性及び派遣根拠に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬君提出衆議院静岡岡原第四区補欠選挙執行に関する質問に対する答弁書

令和二年四月九日提出
質問第一六九号

留置施設、刑事施設、入国者収容施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

留置施設、刑事施設、入国者収容施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策に関する質問主意書

警視庁は、渋谷署の留置施設に留置していた男性が新型コロナウイルスに感染していることを確認したと明らかにしました。

緊急事態宣言が出されるほどの感染が拡大している状況になり、感染経路も不明の感染者が増えていることを考えると感染しているけれども症状の出ない者が相当数いると考えられます。

このような現状を考えると、新たに留置施設に留置されている者が既に新型コロナウイルスに感染している可能性があります。感染している者を相部屋で留置してしまうと同室の者に感染させてしまうおそれがあることから、新たに留置する者については、PCR検査で陰性が確認できていない限り、相部屋での留置は行わず、個室で留置することが必要であると考えます。

これは留置施設のみならず刑事施設、入国者収容施設でも同様です。

以下、政府の見解を伺います。
一 新型コロナウイルスの感染を防止する観点から、新たに留置施設、刑事施設、入国者収容施設等に収容される者については相部屋ではなく個室に入れるようにすべきだと考えますが、政府の所見を伺います。

二 既に收容されている者の中にも感染している者が含まれている可能性があります。施設内での感染を引き起こさないためにも、入所してから二週間経過していない者について、発熱等がなくてもPCR検査を行って新型コロナウイルスに感染していないかどうかを改めて検査し、感染が確認できた場合は、速やかに個室に移すべきだと考えますが、政府の所見を伺います。右質問する。

内閣衆質二〇一第一六九号
令和二年四月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出留置施設、刑事施設、入国者收容施設等における新型コロナウイルス感染防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員初鹿明博君提出留置施設、刑事施設、入国者收容施設等における新型コロナウイルス感染防止対策に関する質問に対する答弁書

一について
留置施設、刑事施設、入国者收容所及び收容場（以下「留置施設等」と総称する。）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新たに留置され、又は收容される者について、それぞれの施設の实情に応じ、できる限り、単独室等の他の被留置者又は被收容者と接触しない居室に留置し、又は收容することに努めるほか、被留置者又は被收容者に体調不良

が認められる場合には医師による診療を受けさせるなどの必要な措置をとっていると承知している。

二について
お尋ねについては、一についてでお答えしたとおり、留置施設等においては、被留置者又は被收容者に体調不良が認められる場合には医師による診療を受けさせるなどの必要な措置をとっているところであり、御指摘の「PCR検査」については、当該医師が必要と認めた場合に実施されるものと承知している。なお、当該検査の結果、当該被留置者又は被收容者が新型コロナウイルス感染症患者であることが判明した場合においては、それぞれの施設において、医療機関等と連携しつつ、他の被留置者又は被收容者からの隔離を徹底した上で、当該患者の症状によつては入院させるなど、適切に対応することとなるものと認識している。

令和二年四月九日提出
質問 第一七〇号
国立ハンセン病資料館の嘱託職員雇止めに関する質問主意書
提出者 阿部 知子

国立ハンセン病資料館の嘱託職員雇止めに関する質問主意書
国立ハンセン病資料館の運営は、厚労省から外部委託された受託者が雇用する嘱託職員により行われているが、この度、嘱託職員である八人の学芸員のうち二人だけ（以後、学芸員A、学芸員Bと称する）が、二〇二〇年三月三十一日をもって

雇止めにあつた。雇止めに至る経緯と決定に疑義が呈されているので、以下質問する。

一 二〇〇八年に成立したハンセン病問題の解決の促進に関する法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じたハンセン病問題の解決促進に必要な事項を定めた法律である。

政府は、国立ハンセン病資料館をその第十八条で位置づけた意味および役割をどのようなものであると認識しているか。

二 国立ハンセン病資料館の運営主体は頻繁に変化してきた。一九九三年の開館時から財団法人藤楓協会が十年間受託、同協会が解散し、二〇〇三年度からは社会福祉法人ふれあい福祉協会が六年間受託、二〇〇九年度から二〇一五年度までは財団法人日本科学技術振興財団が企画競争で受託、二〇一六年度から二〇一九年度までは公益財団法人日本財団が一般競争入札で受託した。

この間、国立ハンセン病資料館の活動は、受託者が一年ごとに職員を再雇用する形で支えられてきた。

二〇一三年七月一日付けの「全療協（ニューズ）によれば、全国十三の国立ハンセン病療養所の自治会組織（全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）」は、二〇一四年度予算に向けてハンセン病資料館学芸員の地位の安定化を求め、これに対して、厚労省疾病対策課が、「学芸員の継続雇用については「運営する団体と契約の際に、専門性等の問題があり、継続して雇用することが望ましい」との条件を付けている」とされてきたとされる。

1 政府も同じ事実認識か。

2 現在も、学芸員の専門性から雇用の継続性が望ましいとの認識に相違はないか。

3 二〇二〇年度から受託した公益財団法人笹川保健財団にも忘れずに継続雇用が望ましいとの条件を付けたか。付けたとすれば、どの時点でどのように条件を付けたか、付けたかったとすれば、その理由について明らかにされたい。

三 厚労省は、二〇一三年までに施行された改正労働契約法で、有期労働契約の下で生じる雇止めに対する問題を解消するために、「有期労働契約が繰り返して更新されて通算五年を超えた時は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる」旨をウェブサイトで説明を行っている。

同第十八条では、「同一の使用業者との間で締結された二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」とされている。

1 厚労省は、毎年一般競争入札で業務を委託する者が雇用する、不安定な有期労働契約の嘱託職員については、同第十八条がどのように適用および運用されるべきだと考えているか。

2 労働契約法の所管省庁であり、国立ハンセン病資料館の運営業務の委託者である厚労省

は、一般競争入札で業務を委託する者に対して、同第十八条の趣旨について説明したことがあるか。

3 国立ハンセン病資料館の運営業務の委託者である厚労省は、学芸員Aが十八年間勤めていたことを認識しているか。

4 国立ハンセン病資料館の運営業務の委託者である厚労省は、雇止めの問題について、学芸員Aを含む労働組合から、今年三月九日および三月三十日に要請を受けたと聞くが、学芸員Aや学芸員Bが雇用継続を望んでいることを認識しているか。

5 厚労省は、国立ハンセン病資料館の運営業務委託者が日本財団から笹川保健財団に変わるに際し、加藤勝信厚生労働大臣宛てで三月九日に、「前委託者が雇用していた職員をはじめ、業務委託をしていた個人や団体の職員、派遣職員について、解雇や雇い止め、契約解除などを起こさず、これまで通り就業できる」よう国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会などから要請(以下、雇止め回避の要請)を受けた際に、同法第十八条および次の質問項目で尋ねる第十九条を考慮したか。考慮したとすれば、その検討の経緯と結果を明らかにされたい。考慮しなかったとすれば、改めて考慮しなおし、運営業務委託者に対して雇用継続について再考することを求めるべきではないか。

四 厚労省はウェブサイトで「雇止め」とは、使用者が更新を拒否して、契約期間の満了により雇用が終了することであるとし、「雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判

例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール(雇止め法理)が確立している」と説明している。

また、雇止め法理をもとに、労働契約法第九条では、有期労働契約に關し、「使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす」と定めている。

1 厚労省は、毎年の一般競争入札による業務委託者が、前年度まで雇用されていた嘱託職員にどのような配慮をすれば、同法第十九条が適切に運用されている状態であると考えているか。

2 厚労省は、労働契約法の所管省庁であり、国立ハンセン病資料館の運営業務の委託者であるが、厚労省業務の委託先に同法第十九条の趣旨について説明したことがあるか。

3 厚労省から国立ハンセン病資料館の管理業務を二〇一九年度に受託し、二〇二〇年度には庶札しなかった日本財団が、二〇二〇年度の受託者である笹川保健財団に、学芸員Aや学芸員Bが雇用継続を望んでいたことを伝えただかどうかを承知しているか。

五 日本財団は、今年二月二十八日に国立ハンセン病資料館の職員各位にあてて「当財団として雇用契約の更新は行わないことといたします」と告げた。

その数日後の三月六日金曜日夕刻に、笹川保健財団は、国立ハンセン病資料館の職員各位にあて、二〇二〇年度より厚労省の国立ハンセン

病資料館等の運営と啓発広報一式を受託することになりました。つきましては職員の採用にあたりまして、下記の通り、採用試験を行います」としたが、申し込みの締め切りは、わずか二日後の三月八日曜日十七時だった。

1 採用試験実施の知らせから申し込み締め切りまでに二日しかないことは、一般論として職業安定法上どのような問題があるか、厚労省は同法の所管官庁として明らかにされたか。

2 二〇一八年に施行された改正職業安定法では、労働者の募集の際は労働条件を明示しなければならぬが、明示がなかったとすれば職業安定法違反になるのではないか。違法である場合、所管省庁として厚労省は何を行うのか。

六 国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会への聞き取りによれば、国立ハンセン病資料館において学芸員に対するセクシャルハラスメントやパワーハラスメントがあり、その解決を求めたことが、同分会設立の背景にあるという。厚労省は本件を認識しているか。

七 笹川保健財団のウェブサイトによれば、笹川保健財団を設立したのは、日本財団の創始者である笹川良一氏である。

1 笹川保健財団が日本財団の次に運営業務委託者となる際、厚労省は、両財団が系列組織と称すべき、極めて密接な関係にあることを認識していたか。

2 日本財団の次に、その系列組織というべき笹川保健財団が、昨年九月に設立されたばかりの国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会の設立メンバー三人のうちの二人を不採用としたが、これは、労働組合法第七条の不当労働行為にあたるのではないか。不当労働行為にあたらぬというのであればその根拠を、あたるという場合は、どのように是正するのか明らかにされたい。

3 雇止め回避の要請があったにもかかわらず、その後、国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会の構成員五人のうち二人が不採用になったのは、労働組合法第七条の不当労働行為にあたるかの疑いを呈されても不思議はない。厚労省が、この疑いについてのどのような見解を持っているか。

八 「国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報一式実施要領」によれば、「館長又は事務局長の任免に当たり、あらかじめ厚労省健康局長に協議すること」とある。

現館長は、一九五五年から多磨全生園に勤務、一九八五年から園長に就任、一九九三年に退官後に、旧・高松宮ハンセン病資料館(現、国立ハンセン病資料館)の運営委員長を経て、二〇〇七年より現職を務めている。

短期不安定雇用の学芸員の状況とは真逆で、一九九五年から関係施設に長期雇用された者が、十三年間にわたり国立ハンセン病資料館館長を務める弊害として、どのようなものがあるかと政府は認識しているか。または指摘されてきたか、明らかにされたい。

内閣衆質二〇一第一七〇号
令和二年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出国立ハンセン病資料館の嘱託職員雇止めに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出国立ハンセン病資料館の嘱託職員雇止めに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「国立ハンセン病資料館をその第十八条で位置づけた意味」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)の前文において、「ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する」と規定されており、国立ハンセン病資料館の役割は、同法第十八条に規定されているとおり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等を図ることであると認識している。

二の1について

お尋ねの「事実」が御指摘の二〇一三年七月一日付けの「全療協ニュース」の二面に記載がある「資料館の専門性と継続性という点から、公募や契約の際の事項に学芸員はハンセン病等に関する知識や経験を有するものである」という

条件をつけること」を指すのであれば、厚生労働省においては、平成二十六年年度の国立ハンセン病資料館の運営業務に係る企画競争の実施に当たり、募集要領において、企画競争の参加資格の一つとして、「学芸員及び司書については、業務の専門性・特殊性からハンセン病等に関する知識や経験を有する者であること」を定めていたところである。

二の2及び3並びに三の5について

お尋ねの「雇用の継続性」及び「同法第十八条および次の質問項目で尋ねる第十九条を考慮」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、厚生労働省においては、令和二年年度の国立ハンセン病資料館の運営業務に係る一般競争入札の実施に当たり、入札説明書において、一般競争入札の参加資格として、「学芸員及び司書については、業務の専門性・特殊性からハンセン病等に関する知識や経験を有する者であること」を定めていたところであるが、同館の管理運営に必要な職員の配置については、同省から委託を受けて同館の運営業務を行う者(以下「委託先」という。)が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等の関係法令の規定等を遵守し決定する事項であるため、政府として、「継続雇用が望ましい」との条件を付ける又は「運営業務委託者に対して雇用継続について再考することを求める」立場にない。

三の1について

労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)は労働契約に関する民事的ルールを明らかにするものであることから、具体的な事例において同法第十八条の規定が「どのように適用および運用されるべきか」については、司法において判

断されるものであり、政府がお答えする立場にはない。

三の2について

現時点で把握している限りでは、厚生労働省において、国立ハンセン病資料館の運営業務の委託に当たり、委託先に対して労働契約法第十八条の趣旨について説明したことはない。

三の3について

お尋ねの「学芸員A」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年度の委託先である公益財団法人日本財団(以下「日本財団」という。)に雇用され、令和二年年度の委託先である公益財団法人笹川保健財団(以下「笹川保健財団」という。)に雇用されなかった学芸員二名のうち一名が比較的最長い期間国立ハンセン病資料館に勤務していたことについては、承知している。

三の4について

令和元年度の委託先である日本財団に雇用されていた学芸員全員が令和二年年度の委託先である笹川保健財団の学芸員の採用試験を受けたことについては、笹川保健財団から聞いている。

四の1について

労働契約法は労働契約に関する民事的ルールを明らかにするものであることから、具体的な事例において同法第十九条の規定が「適切に運用されている状態」か否かについては、司法において判断されるものであり、政府がお答えする立場にはない。

四の2について

現時点で把握している限りでは、厚生労働省において、国立ハンセン病資料館の運営業務の委託に当たり、委託先に対して労働契約法第十九条の趣旨について説明したことはない。

お尋ねの「雇用継続」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、令和元年度の委託先である日本財団に雇用されていた学芸員が令和二年年度の委託先である笹川保健財団による職員の募集に応ずる意向があるかどうかに関して、日本財団が笹川保健財団に対して伝えたかどうかについては、承知していない。

五について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えており、一概にお答えすることは困難である。なお、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第五条の第三一項の規定により、労働者の募集を行う者は、労働者の募集に当たり、募集に応じた労働者になるようとする者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこととされており、これに違反する事案を把握した場合には、都道府県労働局長等が同法第四十八条の二の規定に基づく指導又は助言その他の措置を行うこととなる。

六について

御指摘の「国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会」の設立の背景については、承知していない。

七の1について

お尋ねの「系列組織と称すべき、極めて密接な関係」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七の2及び3について

一般に、使用者の行為が不当労働行為に該当するかどうかは、関係労働組合等の申立て等に基づき労働委員会等の権限ある機関が判断すべきことであり、笹川保健財団に関する御指摘の件についてもこれらの機関の判断を待つべきものであることから、政府として見解を述べることには差し控えたい。

お尋ねの「弊害及び「指摘」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国立ハセン病資料館の運営について、現在の館長の経歴や在職期間に起因する問題があるとは認識していない。

令和二年四月十日提出
質問 第一七一号

自衛隊中東派遣につき新型コロナウイルス感染症影響下の早期撤収可能性及び派遣根拠に関する質問主意書

提出者 青山 大人

自衛隊中東派遣につき新型コロナウイルス感染症影響下の早期撤収可能性及び派遣根拠に関する質問主意書

政府は、令和元年十二月二十七日に、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において、護衛艦を新たに一隻派遣するとともに、海賊対処行動に現に従事する自衛隊の部隊の固定翼哨戒機P-3Cを活用して、情報収集活動を行うこと（以下、「今回の自衛隊中東派遣」という）を閣議決定

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

議長報告

した。政府はこの派遣の根拠として、防衛省設置法第四条第一項第十八号の「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」を挙げている。

また、閣議決定時には予期されなかった、新型コロナウイルス感染症が、現在、全世界において拡大している。

そこで、以下のとおり質問する。
一 全世界において現在、新型コロナウイルス感染症が拡大を続けている中、中東地域へ派遣された自衛隊員の健康にも影響が生じかねない。

新型コロナウイルス感染症の拡大を鑑み、今回の中東派遣部隊を活動期間（令和二年一月二十日から同年十二月二十六日）内に早期撤収すべきと考えるが、政府の見解をお伺いしたい。

二 政府は、令和二年一月三十一日付答弁書（内閣衆質二〇一第九号）で、防衛省設置法第四条第一項第十八号の規定は「自衛隊が引き続き情報収集活動や警戒監視活動を行うことができることを法律上明らかにする等の趣旨で設けられたもの、としている。
しかし、条文の文言上、同法第四条は「防衛省」がつかさどる事務を列挙したものであり「自衛隊」の任務を定めた規定ではない。また、自衛隊の任務、行動及び権限等は自衛隊法の定めるところによると明確に次条（同法第五条）にて規定されているが、自衛隊法上、情報収集活動や警戒監視活動の明文の定めはない。

このように、今回の自衛隊中東派遣には派遣の根拠となる規定がなく、法の不備があると考えられる。
なお、自衛隊法第八十二条には「海上における警備行動」が規定されているが、今回の自衛

隊中東派遣における情報収集活動の根拠条文とはならない。なぜなら、令和元年十二月二十七日の閣議決定において、今回の自衛隊中東派遣における情報収集活動が「自衛隊法第八十二条に規定する海上における警備行動」に、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であるとして、同条の適用以前の段階で行われる活動であることが想定されているからである。

また、同答弁書は、同条の「海上における警備行動」に関し、必要な情報収集をする観点から、防衛省設置法第四条第一項第十八号の範囲内で必要な対応すなわち情報収集ができるとの見解である。
しかし、先に述べたとおり同法第四条及び第五条の趣旨に鑑みれば、自衛隊法上の明文のない行動の根拠を組織法である防衛省設置法第四条に立ち返って求めることは、同法第五条を骨抜きにしかねない。そのため、「防衛省」の組織法である防衛省設置法の第四条第一項第十八号を「自衛隊」の情報収集活動や警戒監視活動の根拠規定とする同答弁書における見解は、法治主義の潜脱と考える。

以上から、今回の自衛隊中東派遣についてその根拠法に関し、法の不備及び法治主義の潜脱の問題があると考え、政府の見解をお伺いしたい。
三 従来、自衛隊を海外派遣する場合は国会で慎重な議論を重ね、特別措置法を制定してきた。しかし、例えば今回の自衛隊中東派遣のように、防衛省設置法第四条第一項を根拠とすれば、国会承認も閣議決定も不要となり、歯止め

が利かなくなる恐れがある。
立法措置をとることにより、その審議過程において、国民の間で、中東地域における日本関係船舶の安全確保の必要性や予期せぬ事態への対応等の議論をより深めることが可能であった。
前項で述べたとおり法の不備があること、また、国会の機能を無力化しないため、更には法治主義潜脱の疑義のある先例を作らないためにも、必要な立法措置をとるべきであったと考え、なぜ、今回の自衛隊中東派遣にあたり新たな立法措置によらなかったのか、理由をお伺いしたい。
右質問する。

内閣衆質二〇一第一七一号
令和二年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員青山大人君提出自衛隊中東派遣につき新型コロナウイルス感染症影響下の早期撤収可能性及び派遣根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員青山大人君提出自衛隊中東派遣につき新型コロナウイルス感染症影響下の早期撤収可能性及び派遣根拠に関する質問に対する答弁書

一について
政府としては、中東地域における緊張の継続を踏まえれば、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが引き続き必要

であると考えており、現時点において、地域の緊張緩和と情勢の安定化に向けた粘り強い外交努力とともに、自衛隊による情報収集態勢を強化し、日本関係船舶の安全をしっかりと確保していくとの方針に変更はない。

なお、中東地域に派遣されている自衛隊部隊においては、手洗いやいわゆる咳エチケットを徹底することはもとより、多数の隊員が触れるドアノブ等について定期的に消毒作業を行うなど、新型コロナウイルスの感染の予防のための適切な措置を講じているところである。

二及び三について

御指摘の答弁書(令和二年一月三十一日内閣衆質二〇一九九号)一及び二について述べたとおり、防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四条第一項第十八号の規定は、そもそも、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)第十二条の規定により防衛庁設置法(当時)における防衛庁(当時)の所掌事務に係る規定が改められた際、自衛隊が引き続き艦艇、航空機等を用いた情報収集活動や警戒監視活動を行うことができることを法律上明らかにする等の趣旨で設けられたものである。また、一(中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について)令和元年十二月二十七日閣議決定に従って実施している自衛隊の艦艇及び航空機による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応として行う自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十二条に規定する海上における警備行動に関

し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要な情報を収集する観点から、同項第十八号に規定する所掌事務の範囲内で必要な対応を行っているものであり、現行の法令に基づいて実施することが可能なものであることから、何らかの特別措置法の制定を含む新たな立法措置は必要ないと考えている。

このため、「今回の自衛隊中東派遣についてその根拠法に関し、法の不備及び法治主義の潜脱の問題がある」との御指摘は当たらないと考えている。

令和二年四月十日提出
衆議院静岡県第四区補欠選挙執行に関する質問 第一七二号

衆議院議員中谷一馬君提出衆議院静岡県第四区補欠選挙執行に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

衆議院議員中谷一馬君提出衆議院静岡県第四区補欠選挙執行に関する質問主意書

令和二年四月十四日告示、四月二十六日投票開票で衆議院静岡県第四区補欠選挙の執行が予定されているが、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症対策の徹底下にある社会情勢の中で、民主主義の根幹を成す参政権の確保や選挙の管理執行が如何に可能と考えているのか、以下、質問する。

一 全国各地で新型コロナウイルス感染症が拡がり、マスクやアルコール消毒液の類が国民の下に十分に行き渡っていないこの状況下において、憲法に保障された国民の参政権を確保し、

有権者の民意が十分に反映されたと見なされ得る形で、衆議院静岡県第四区における適切な選挙を執行することが可能であると考えているのか、政府の見解を示されたい。

二 現行の選挙のあり方では、投票所並びに開票所において多くのクラスターを発生させると同時に、人々が紙を触れ合う作業は濃厚接触機会を増やすこととなり、集団感染リスクを助長することに懸念するが、これらの諸問題をクリアした適切な投票所、開票所の運営が行える状況にあると考えているのか、政府の見解を伺いたい。

三 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県としたところであるが、今後、静岡県が措置を実施すべき区域とされた場合においても、選挙の執行が可能であると考えているのか、政府の見解を示されたい。

四 愛知県のように、静岡県が県独自に緊急事態宣言を出した場合においては、選挙の執行が可能であると考えているのか、政府の見解を示されたい。

五 阪神淡路大震災、東日本大震災の発災時に内閣提出で成立した特例法において、統一地方選挙の期日を一定の地域において延期したという事案があるが、この度、執行が予定されている衆議院静岡県第四区補欠選挙においては、内閣提出による特例法での選挙期日の延期は検討されていないのか、伺いたい。

また検討されていないとすれば、阪神淡路大震災、東日本大震災の発生時と比べてどのような

な点において問題がなく、執行できると考えているのか、政府の見解を伺いたい。

六 総務省において海外に住む日本人を対象とする在外投票でのインターネット投票システム整備を進めているが、憲法で保障されている参政権の確保並びに開票の効率化を行う観点から、日本国内においても自宅等で選挙に関する情報収集及び投票が行えるようにインターネット投票の実装を進めるべきと考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二〇一九二二二号
令和二年四月二十一日

衆議院議員 大島 理森殿
衆議院議員 中谷一馬君提出衆議院静岡県第四区補欠選挙執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出衆議院静岡県第四区補欠選挙執行に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
選挙は、国民の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、任期が来た場合や欠員が生じた場合は、決められたルールの下で次の代表を選ぶというのが民主主義の大原則であると考えているところ、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応については、行われる選挙の管理執行に万全を期すため、総務省から各都道府県の選挙管理委員会に対し、数

次にわたって留意事項を示しているところであり、現時点において、お尋ねの衆議院静岡県第四区選出議員補欠選挙を管理執行する静岡県選挙管理委員会を始めとする選挙を管理執行する選挙管理委員会においては、当該留意事項も踏まえ、投票所、開票所等で必要な対策を行い、選挙人の投票機会の確保並びに選挙人及び選挙事務従事者の安全・安心の確保に配慮した適切な選挙の管理執行が行われているものと考

えている。

五について
阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成七年法律第二十五号)及び東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)は、それぞれ阪神・淡路大震災及び東日本大震災の影響のため選挙の適正な管理執行が物理的に困難な状況にあったことから制定されたものであるが、お尋ねの衆議院静岡県第四区選出議員補欠選挙は、現時点ではそのような状況にないと考えられるところであり、

一から四までについてお答えしたとおり、選挙人及び選挙事務従事者の安全・安心の確保に配慮した適切な選挙の管理執行が行われているものと考えている。

六について

御指摘の「日本国内においても自宅等で選挙に関する情報収集及び投票が行えるようにインターネット投票の実装を進める」ことについては、投票立会人不在の投票を特段の要件なしに広く認めることに関して、選挙の公正確保等と

の関係から議論が必要であるほか、大規模なシステムを構築することに伴う安定稼働対策や大規模なシステムの構築及び維持に要するコスト等の論点も克服することが必要であり、これらの課題の検証とともに、インターネット投票に関する幅広い関係者の理解の促進等を着実に進める必要があると考えており、また、選挙制度の根幹に関わる事柄であり、各党各会派における議論も踏まえる必要があると考えている。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案

右国会に提出する。

令和二年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針(第六条)
第三章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定(第七条―第十条)
第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置
第一節 株式会社日本政策金融公庫法の特例(第十一条―第十二条)

第二節 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例(第二十三条―第二十五条)

第三節 課税の特例(第二十六条)

第五章 雑則(第二十七条―第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ)基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいう。

一 情報通信の業務を一体的に行うよう構成された無線設備及び交換設備その他の主務省令で定める設備並びにこれらに係るプログラムの集合体であつて、政令で定める周波数の電波を使用することにより大量の情報を高速度で送受信することを可能とするものその他の高度な技術を活用した情報通信を実現するもの

二 国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者(サイバーセキュリティ基本法第三条第一項に規定する重要社会基盤事業者をいう。次号において同じ。)の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る点検、測量その他の政令で定める業務を一体的に行うよう構成された小型無人機(高度な情報通信技術を活用することにより飛行中の位置、姿勢及び状態を高度に制御できることその他の政令で定める性能を有するものに限る。)及び当該小型無人機に係る当該業務に応じ使用する撮影機器その他の経済産業省令で定める機器並びにこれらに係るプログラムの集合体

三 国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る政令で定める業務を一体的に行うよう構成された主務省令で定める設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体(高度な情報通信技術を活用するものに限る。)であつて、その開発、提供及び維持管理並びに導入がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが前二号に掲げるものに基づいて必要なものとして政令で定めるもの

2 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理(当該特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する設備、機器又は装置及びこれらに係るプログラムの集合体として主務省令で定めるものの開発又は提供及び維持管理を含む)をいう。

3 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び特定高度情報通信技術活用システムの導入をいう。

(基本理念)

第三条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者に対して集中的かつ効

果的に支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者は、第三条の基本理念にのっとり、国が実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 特定高度情報通信技術活用システム

針

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項
 - イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項
 - ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項
 - ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の方法に関し、株式会社日本政策金融公庫(第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。)及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。)に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 特定高度情報通信技術活用システム

第七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画(以下「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標
 - 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期
 - 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されることと見込まれるものであること。
- 4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた事業者(以下「認定開発供給事業者」という)は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務省

<p>令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、認定開発供給事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給計画」という。)に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 主務大臣は、認定開発供給計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定開発供給事業者に対して、当該認定開発供給計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。</p> <p>4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。(特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定)</p> <p>第九条 特定高度情報通信技術活用システムの導入(認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。)を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画(以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p>	<p>2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標</p> <p>二 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期</p> <p>三 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。</p> <p>一 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画が指針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。</p> <p>5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画の</p>	<p>概要を公表するものとする。</p> <p>(特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等)</p> <p>第十条 前条第一項の認定を受けた事業者(以下「認定導入事業者」という。)は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、認定導入事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。)に従って特定高度情報通信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 主務大臣は、認定導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定導入事業者に対して、当該認定導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。</p> <p>4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p> <p>第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置</p> <p>第一節 株式会社日本政策金融公庫法の特例</p> <p>第十二条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(公庫の行う開発供給等促進円滑化業務)</p> <p>第十三条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法</p>
<p>(平成十九年法律第五十七号)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十三条第四項第三号に規定する指定金融機関に対し、認定開発供給事業者又は認定導入事業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務(以下この節及び第三十一条第一項第四号において「開発供給等促進円滑化業務」という。)を行うことができる。</p> <p>第十二条 公庫は、指針に即して、主務省令で定めるところにより、開発供給等促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の開発供給等促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針を定めなければならない。</p> <p>2 公庫は、前項の方針を定めるときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、第一項の方針を公表しなければならない。</p> <p>4 公庫は、第一項の方針に従って開発供給等促進円滑化業務を行わなければならない。(指定金融機関の指定)</p> <p>第十三条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定開発供給事業者又は認定導入事業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫</p>	<p>認定導入計画の概要を公表するものとする。</p> <p>(特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等)</p> <p>第十条 前条第一項の認定を受けた事業者(以下「認定導入事業者」という。)は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、認定導入事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。)に従って特定高度情報通信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 主務大臣は、認定導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定導入事業者に対して、当該認定導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。</p> <p>4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p> <p>第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置</p> <p>第一節 株式会社日本政策金融公庫法の特例</p> <p>第十二条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(公庫の行う開発供給等促進円滑化業務)</p> <p>第十三条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法</p>	<p>認定導入計画の概要を公表するものとする。</p> <p>(特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等)</p> <p>第十条 前条第一項の認定を受けた事業者(以下「認定導入事業者」という。)は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、認定導入事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。)に従って特定高度情報通信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 主務大臣は、認定導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定導入事業者に対して、当該認定導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。</p> <p>4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p> <p>第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置</p> <p>第一節 株式会社日本政策金融公庫法の特例</p> <p>第十二条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(公庫の行う開発供給等促進円滑化業務)</p> <p>第十三条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法</p>

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び同報告書

から貸付けを受けて行おうとするもの(以下この節、第三十条第一項及び第三十一条第一項第四号において「開発供給等促進業務」という。)に
関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、開発供給等促進業務を行う者として指定することができる。

- 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
- 二 次項に規定する業務規程が、法令並びに指針及び前条第一項の方針に適合し、かつ、開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
- 三 人的構成に照らして、開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、指針及び前条第一項の方針に即して開発供給等促進業務に関する規程(次項及び第十五条において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、開発供給等促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 この法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

- 二 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第二十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの(指定の公示等)

第十四条 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び開発供給等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は開発供給等促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第十五条 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が開発供給等促進業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第十六条 公庫は、開発供給等促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

- 一 指定金融機関が行う開発供給等促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項
- 二 指定金融機関は、その財務状況及び開発供給等促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う開発供給等促進業務及び公庫が行う開発供給等促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第十七条 指定金融機関は、開発供給等促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十八条 主務大臣は、この法律を施行するため

必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、開発供給等促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第十九条 指定金融機関は、開発供給等促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
- 3 指定金融機関が開発供給等促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十条 主務大臣は、指定金融機関が第十三条第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条 指定金融機関について、第十九条第三項の規定により指定がその効力を失つたと

き、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般継人は、当該指定金融機関が行つた開発供給等促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。
(株式会社日本政策金融公庫法の適用)
第二十二条 開発供給等促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、開発供給等促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条(同条の表第

十一條第一項第五号の項、第五十八條及び第五十九條第一項の項、第七十一條の項、第七十三條第一号の項、第七十三條第三号の項、第七十三條第七号の項及び附則第四十七條第一項の項に係る部分を除く。)の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。
2 前項に規定するもののほか、開発供給等促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十一條第一項第五号	行の業務	行の業務(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第号)第十一條に規定する開発供給等促進円滑化業務(以下「開発供給等促進円滑化業務」という。)を除く。)
第五十八條及び第五十九條第一項	この法律	この法律、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律
第七十一條	第五十九條第一項	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第五十九條第一項
第七十三條第一号	この法律	この法律(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第七十三條第三号	第十一條	第十一條及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十一條
第七十三條第七号	第五十八條第二項	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第五十八條第二項
附則第四十七條第一項	公庫の業務	公庫の業務(開発供給等促進円滑化業務を除く。)

第二節 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例

(中小企業者の定義)

第二十三條 この節において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに規定する業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額が政令で定める業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの

て営むもの

- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
- 九 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの(前各号に掲げるものを除く。)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十四條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従つて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定開発供給計画又は認定導入計画に従つて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)(又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号において同じ。))の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行さ

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び同報告書

れ、又は移転された株式を含む。又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」とい

う。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定開発供給計画又は認定導入計画に従つて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第 号)第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証(以下「特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金 の額のうち	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第

二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保

保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十一とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第三節 課税の特例

第二十六条 認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入(特定高度情報通信技術活用システム(第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。以下この条において同じ。)の適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の承認を受けた場合に限る。)を行う認定導入事業者が、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物(特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるものに限る。)については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

第二十七条 国は、認定開発供給事業者又は認定(資金の確保)

導入事業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従つて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(国等の配慮)

第二十八条 国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))は、特定高度情報通信技術活用システムの導入に当たつては、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることに最大限の配慮をしよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十九条 主務大臣は、認定開発供給事業者又は認定導入事業者に対し、認定開発供給計画又は認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(指定金融機関に対する報告の徴収等)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から開発供給等促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に入り立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第三十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 指針(第二号第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。)及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項 経済産業大臣及び総務大臣</p> <p>二 指針(第二号第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。)及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項 経済産業大臣</p> <p>三 指針(第二号第一項第三号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。)及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項 政令で定める大臣</p> <p>四 指針(第六号第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)並びに開発供給等促進円滑化業務及び開発供給等促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣</p> <p>五 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する事項 特定高度情報通信技術活用</p>	<p>システム導入計画に係る事業を所管する大臣</p> <p>2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第二号第一項第一号の主務省令及び同条第二項の主務省令(同号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。)</p> <p>二 第二号第二項の主務省令(同条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。)</p> <p>三 第二号第一項第三号の主務省令及び同条第二項の主務省令(同号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。)</p> <p>三 第二号第一項第三号の主務省令及び同条第二項の主務省令(同号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。)</p> <p>前項第三号に定める主務大臣の発する命令(権限の委任)</p> <p>第三十二条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三十三条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条の規定に違反して、帳簿を備え</p>	<p>ず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。</p> <p>二 第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>三 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>四 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>第三十五条 第十二条第二項又は第十六条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 基本理念</p> <p>特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの</p>
<p>特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び同報告書</p> <p>令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号</p> <p>二二</p>			

開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨として行うものとする。

2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を定めるものとする。

3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る計画の認定

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うとする事業者は、単独又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

4 認定計画に基づく開発供給等に対する支援措置

(一) 開発供給又は導入に対する支援措置として株式会社日本政策金融公庫法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例について定めること。

(二) 導入に対する支援措置として課税の特例について定めること。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に

行われるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和二年四月十七日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画及び導入計画の認定については、サイバーセキュリティの確保を前提としつつ、事業者にとつて公正公平で予見可能性が高い認定基準を明確に定めるとともに、サイバーセキュリティ及び5Gに関する専門人材の確保に努め、電波法に基づく調達ベンダーの確認等、関係省庁の密接な連携の下、適切な認定の実施に向けた体制の整備に万全を期すること。

二 5G基地局の整備に当たっては、通信事業者において効率的に全国への基地局の早期整備が行われるよう、インフラシェアリングや既存の4G基地局の利用促進に向けた環境整備を図ること。

三 本法による5G基地局の早期整備が産業分野での新事業創出及び事業革新につながるよう、5Gの実証研究に対する一層の支援を進めるとともに、活用事例・成功事例を広く周知し、大企業のみならず個人事業主まで含めた中小企業

等における5Gの幅広い活用の推進に努めること。

四 ローカル5Gについては、その導入促進が我が国の産業競争力の底上げに資するものとして期待される一方、本法による支援措置を考慮してもなお特に財政基盤の弱い中小企業等の導入事業者の負担が重くなることに鑑み、本法施行後の導入状況を注視しつつ、更なる支援策について検討すること。

五 今後、ドローンが配達困難地域での配送、インフラの点検、農業分野での活用等様々な分野で地方の抱える問題を解決する切り札となり得ることに鑑み、地方でのドローンの活用を促進するため、導入事業者に対する更なる支援策について検討すること。

六 我が国の従前の産業政策について厳密な政策評価が行われてこなかった現状を踏まえ、5Gを始めとした激変する成長分野に対するこれまでの産業政策について適切な検証・評価・総括を行った上で、日本の産業界を取り巻く市場の変化、特に中国その他アジア諸国の企業が台頭する状況等に的確に対応した政策への抜本的見直しを行い、ポスト5Gや6Gを見据えて新しい産業の創造の支援に努めること。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案

右 国会に提出する。

令和二年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

目次
第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する措置等(第四条―第十六条)

第三章 雑則(第十七条―第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供者利用者等の利益の保護を図ることが課題となつている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もつて特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「デジタルプラットフォーム

「フォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であつて、当該場において商品、役務又は権利(以下「商品等」という。)を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示すること常態とするもの(次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。)を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。)を通じて提供する役務をいう。

一 当該役務を利用して商品等を提供しようとする者(以下この号及び次号において「提供者」という。)の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者(以下この号において「被提供者」という。)の利益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の利益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係

二 当該役務を利用する者(提供者を除く。以下この号において同じ。)の増加に伴い、他の当該役務を利用する者の利益が著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い提供者の利益も著しく増進され、これにより提供者も増加する関係

2 この法律において「利用者」とは、デジタルプラットフォームを利用する者をいう。

3 この法律において「商品等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者をいう。

4 この法律において「一般利用者」とは、商品等

提供利用者以外の利用者をいう。

5 この法律において「デジタルプラットフォーム提供者」とは、デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する事業者をいう。

6 この法律において「特定デジタルプラットフォーム」とは、第四条第一項の規定により指定されたデジタルプラットフォーム提供者(以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」という。)の当該指定に係るデジタルプラットフォームをいう。

(基本理念)

第三条 デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の利益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとするにによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

第二章 特定デジタルプラットフォームの

透明性及び公正性の向上に関する措置等

(特定デジタルプラットフォーム提供者の指定) 第四条 経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームに

より提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする。

2 デジタルプラットフォーム提供者は、その提供するデジタルプラットフォームが前項に規定するデジタルプラットフォームに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、当該デジタルプラットフォームに関し、同項の政令で定める事業の区分ごとに経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その提供するデジタルプラットフォームが特定デジタルプラットフォームであるときは、この限りでない。

3 第一項の政令で定める事業の区分及び規模は、デジタルプラットフォームが国民生活において広く利用されている状況及び一部のデジタルプラットフォームに対する利用が集中している状況も踏まえ、デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引の実情及び動向並びにこの法律に基づく商品等提供利用者の利益の保護の必要性(他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を含む。)を勘案し、前条の基本理念にのっとり、同項の規定による指定が必要な最小限度の範囲に限って行

われるよう定めるものとする。(特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示)

第五条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者(特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この項、第九条第四項並びに第十条第一項及び第二項において同じ。)に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件(以下この条及び次条第一項において「提供条件」という。)を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、経済産業省令で定める方法により、これを行わなければならない。

2 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる者に対して特定デジタルプラットフォームを提供するときは、当該者に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件として当該各号に定める事項を開示しなければならない。

一 商品等提供利用者(特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この条、第七条第一項及び第三項、第十二条第三項並びに第十三条第一号及び第二号において同じ。) 次に掲げる事項

イ 当該特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準

ロ 当該特定デジタルプラットフォームの提供に併せて商品等提供利用者に対して自己の指定する商品若しくは権利を購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由

<p>ハ 当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場において、一般利用者(特定デジタルプラットフォーム)を利用するものに限る。以下この条において同じ。)が検索により求める商品等に係る情報その他の商品等に係る情報に順位を付して表示する場合における、当該順位を決定するために用いられる主要な事項(商品等提供利用者からの当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該順位に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。)</p> <p>二 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供データ(商品等提供利用者が提供する商品等の売上額の推移に係るデータその他の当該商品等提供利用者が提供する商品等に係るデータをいう。以下この二及びホにおいて同じ。)を取得し、又は使用する場における当該商品等提供データの内容及びその取得又は使用に関する条件</p> <p>ホ 商品等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォーム提供者の保有する商品等提供データを取得し、又は当該特定デジタルプラットフォーム提供者をして当該商品等提供データを他の者に提供させることの可否並びに当該商品等提供データの取得又は提供が可能な場合における当該商品等提供データの内容及びその取得又は提供に関する方法及び条件</p> <p>へ 商品等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対して苦情の申出</p>	<p>又は協議の申入れをするための方法</p> <p>ト イからへまでに掲げるもののほか、商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める事項</p> <p>二 一般利用者 次に掲げる事項</p> <p>イ 前号ハに掲げる事項</p> <p>ロ 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等購入データ(一般利用者による商品等に係る情報の検索若しくは閲覧又は商品等の購入に係るデータをいう。以下このロにおいて同じ。)を取得し、又は使用する場における当該商品等購入データの内容及びその取得又は使用に関する条件</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、一般利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める事項</p> <p>3 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる行為を行うときは、当該行為の相手方に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を開示しなければならない。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合同他の経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件によらない取引の実施の要請 その内容及び理由</p> <p>二 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品等提供利用者に対する当該</p>	<p>特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶(当該提供の全部を拒絶する場合を除く。)</p> <p>その内容及び理由</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件により行われる行為のうち、当該行為の相手方の利益を損なうおそれがあるため、その内容、理由その他の事項を開示することが特に必要であるものとして経済産業省令で定める行為 その内容、理由その他の経済産業省令で定める事項</p> <p>4 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる行為を行う場合は、当該行為の相手方に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該行為を行う日以前の経済産業省令で定める日までに、当該各号に定める事項を開示しなければならない。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合同他の経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件の変更 その内容及び理由</p> <p>二 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供の全部の拒絶 その旨及び理由</p> <p>5 経済産業大臣は、第一項、第二項第一号ト若しくは第二号ハ若しくは第三項第三号の経済産業省令を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>(開示に関する催告、命令等)</p> <p>第六条 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム</p>	<p>プラットフォーム提供者が前条第一項から第四項までの規定を遵守していないと認めるときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、速やかに同条第一項に規定する方法による提供条件の開示、同条第二項各号、第三項各号又は第四項各号に定める事項の開示その他の必要な措置をとるべき旨の催告をすることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の催告をする場合において、当該催告の内容が情報の電磁的流通に関わるものであるときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の催告をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、第一項の催告を受けた特定デジタルプラットフォーム提供者が、正当な理由がなく、当該催告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、前項の規定による命令をする場において、当該命令の内容が情報の電磁的流通に関わるものであるときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>6 経済産業大臣は、第四項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> <p>(特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置)</p> <p>第七条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならない。</p>
--	--	---	--

<p>2 経済産業大臣は、前項の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針(以下この条及び第九条第二項において単に「指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>3 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置に関する基本的な事項</p> <p>二 商品等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項</p> <p>三 特定デジタルプラットフォームについての商品等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項</p> <p>四 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任に関する事項</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項</p> <p>4 経済産業大臣は、指針を定めるときは、あらかじめ、特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業を所管する大臣、公正</p>	<p>取引委員会及び総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 経済産業大臣は、指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。</p> <p>(特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関する報告等)</p> <p>第八条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の勧告について準用する。</p> <p>(特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等)</p> <p>第九条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項</p> <p>二 特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項</p> <p>三 第五条第一項から第四項までの規定に基づく開示の状況に関する事項</p> <p>四 第七条第一項の規定に基づき講じた措置に関する事項</p> <p>五 前三号に掲げる事項について自ら行った評</p>	<p>価に関する事項</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容及び次条第一項の規定により申出のあった事実その他の経済産業大臣が把握する事実に基づき、指針を勘案して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うものとする。</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の評価を行うときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、第二項の評価を行うときは、あらかじめ、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聴くことができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、第二項の規定による評価の結果を第一項の報告書の概要とともに公表しなければならない。</p> <p>6 特定デジタルプラットフォーム提供者は、前項の規定により公表された評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならない。</p> <p>(経済産業大臣に対する申出等)</p> <p>第十条 利用者は、第五条第一項から第四項まで及び第七条第一項の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置が講じられていないと認めるときは、経済産業大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者が前項の規定による申出及び求めをしたこ</p>	<p>とを理由として、当該利用者に対し、特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、速やかにその不利益な取扱いをやるべきことその他必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。</p> <p>4 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の勧告について準用する。</p> <p>(特定デジタルプラットフォーム提供者の指定の取消し)</p> <p>第十一条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第四条第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</p> <p>一 特定デジタルプラットフォームの提供を行わなくなったとき。</p> <p>二 特定デジタルプラットフォームの事業の規模が第四条第一項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の申出があった場合において、当該申出に理由があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、第四条第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じた</p>
---	--	---	---

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案及び同報告書

(報告及び検査)

第十二条 経済産業大臣は、第四条第一項の規定による指定及び前条第二項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

第十三条 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラット

フォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする。

一 当該行為が多数の商品等提供利用者に対して行われていると認められるとき。

二 当該行為によつて商品等提供利用者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する重大な事実があると認められるとき。

(適用除外)

第十四条 第四条から前条までの規定は、デジタルプラットフォームに該当する役務の提供のうち、他の法律の規定によつて商品等提供利用者の利益を保護することができるものと認められるものとして政令で定める役務の提供については、適用しない。

(資料の提出の要求等)

第十五条 経済産業大臣は、第四条第一項の政令の制定又は改正の立案に必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者又は商品等提供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による資料の提出及び説明の求めを行うときは、あらかじめ、当該求めに係るデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業を所管する大臣及び

総務大臣に協議しなければならない。

(政令の立案等)

第十六条 経済産業大臣は、前条第一項の資料及び説明に基づき、第四条第一項の政令の制定又は改正の立案を行い、及びこの法律の円滑な実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業を所管する大臣及び総務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の場合においては、デジタルプラットフォームに関する国際的動向並びにデジタルプラットフォーム提供者及び利用者の意見に十分配慮しなければならない。

第三章 雑則

(他の施策との関係)

第十七条 経済産業大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなければならない。

(経過措置)

第十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(送達すべき書類)

第十九条 第四条第一項の規定による指定、第六条第一項の勧告若しくは同条第四項の規定による命令又は第十二条第一項から第三項までの規定による報告の徴収は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 第四条第一項の規定による指定又は第六条第四項の規定による命令に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第二十条 前条の規定による送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条、第一百一条、第一百三十三号、第一百五号、第一百八条及び第九十九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業大臣の職員」と、同法第九十九条中「裁判長」とあり、及び同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第二十一条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるとき

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十八条の規定により外国の管轄官庁に嘱

託する場合

官 報 (号 外)

託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けべき者にいつでも交付すべき旨を經濟産業省の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。
(電子情報処理組織の使用)

第二十二條 經濟産業大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第九号に規定する処分通知等であつて第十九條の規定により書類を送達して行うこととしてゐるものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十條において読み替へて準用する民事訴訟法第九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して經濟産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第二十三條 第六條第四項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項の規定による届出をせず、又

令和二年四月二十三日 衆議院會議録第二十号

は虚偽の届出をしたとき。

二 第九條第一項の規定による報告書を提出せず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

三 第十二條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本條の刑を科する。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び經濟社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となつてゐる状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォーム

ムの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者(以下「商品等提供利用者」という。)等の利益の保護を図ることが課題となつてゐる状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定
經濟産業大臣は、政令で定める事業の区分ごとに、政令で定める規模以上のデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする。

2 特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示
特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者に対し、特定デジタルプラットフォームの提供条件を開示しなければならないもの

とし、提供の拒絶や提供条件の変更等を行うときは、当該行為の相手方にその内容及び理由等を開示しなければならないものとする。

3 特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置
特定デジタルプラットフォーム提供者は、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならないものとし、經濟産業大臣は、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

4 特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等
特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、2及び3の実施状況等及びその自己評価を記載した報告書を經濟産業大臣に提出するものとし、經濟産業大臣は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うものとする。

5 公正取引委員会への措置請求
經濟産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九條の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

6 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案及び同報告書

二 議案の可決理由

本案は、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供者等々の利益の保護を図るための措置として妥当なものとの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和二年四月十七日

経済産業委員長 富田 茂之
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 特定デジタルプラットフォーム提供者の対象範囲については、プラットフォームビジネスの市場変化のスピードが速いこと、また、現状において商品等提供者との間で契約の合理性・対等性等の課題が指摘されていることを踏まえ、取引現場において必要とされる規制等を適時確認する調査を実施し、デジタルプラットフォームのイノベーションが阻害されることのないよう留意しつつ、国内外のデジタルプラットフォーム提供者に同一の規律を及ぼすとともに、必要とされる見直しの検討を行うこと。

二 特定デジタルプラットフォーム提供者が経済

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案及び同報告書 株式会社日本政策投資銀行法の

産業大臣に提出する報告書の評価に当たっては、迅速性も踏まえつつ、利用者又はその組織する団体、学識経験者等から幅広く意見を聴くことで、商品等提供者や一般利用者の保護を図るとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者とも十分なコミュニケーションを図り、当該特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の実効性確保に資するよう、適切に実施に努めること。

三 特定デジタルプラットフォームに係る苦情処理及び紛争解決については、中小企業者等の利用者にとって過度な負担とならない、簡便かつ迅速な苦情処理及び紛争解決のための体制の整備を図るとともに、当事者間の苦情処理や紛争解決の適切性、妥当性が客観的に評価できるようなシステムの構築を検討すること。

四 本法の実効性を高め、とりわけ中小企業者等の利用者の意見等について迅速に対応するため、諸外国における取組等を踏まえながら、外部の知見を得るために専門人材等を積極的に活用し、利用者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の関係者間において課題を適時共有するとともに、相互理解の促進を図るよう体制整備に努めること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和二年二月二十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の十二第二項及び第二条の十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二十第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(特定投資業務に関する検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行(以下この項において「会社」という。)による特定投資業務(この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。)の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

理由

地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を引き続き促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域活性化や企業の競争力の強化等につながる成長資金の供給を引き続き促進するため、日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するもので、その内容は次のとおりである。

1 日本政策投資銀行の特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限を令和三年三月三十一日から令和八年三月三十一日まで延長すること。

2 特定投資業務の完了期限を令和八年三月三十一日から令和十三年三月三十一日まで延長すること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地域活性化や企業の競争力の強化等につながる成長資金の供給を引き続き促進するため、日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和二年四月二十二日

財務金融委員長 田中 良生

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期間延長が際限なく繰り返されることのないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与のあり方について十分に検討すること。
- 二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するよう努めること。

三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう注視すること。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。

四 昨今、株式会社日本政策投資銀行の配当が低下していることを踏まえ、株主である政府として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。

五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクが取られるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。

六 特定投資業務の法定期限の延長は、新型コロナウイルス感染症の被害対応とは直接関連することがないところではあるが、政府は、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。

第百九十八回国会衆議院会議録第十九号中正誤四七ページ一段二〇行の次に次のように加えるはずの誤り。
(国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
4 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
附則第三項のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の改正規定中「第二十九条」を「第三十二条」に改める。

官 報 (号 外)

令和二年四月二十三日 衆議院会議録第二十号

三三

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可日

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三二円 余本 一〇円